

入間市国民健康保険税条例改正要旨

〔 国民健康保険税 〕

① 税率等の改定（令和6年4月1日から施行）

埼玉県国民健康保険運営方針の内容を踏まえ、赤字を削減し、国民健康保険事業を健全かつ安定的に運営するために県が示す保険税水準の準統一に向け取り組む必要がある。

また、市国保財政調整基金の積立金が無くなり、令和2年度決算以降は繰り入れてこなかった法定外繰入金を、令和5年度は繰り入れざるを得ない状況にある。

これらのことから、令和6年度の税率等について改定する。

（参考）

区 分		改 定 案	現 行	R5 標準保険税率
医療給付費分	所得割	<u>100分の6.5</u>	100分の7.4	100分の6.59
	資産割	<u>廃 止</u>	100分の10.0	—
	均等割	<u>35,000円</u>	20,000円	39,845円
	平等割	<u>廃 止</u>	3,000円	—
後期高齢者支援金等分	所得割	<u>100分の2.7</u>	100分の2.4	100分の2.75
	均等割	<u>16,000円</u>	10,000円	16,109円
介護納付金分	所得割	<u>100分の2.3</u>	100分の1.6	100分の2.38
	均等割	<u>16,000円</u>	13,000円	17,250円

※令和5年度分以前の賦課については、従前の税率等を適用する。

② 賦課限度額の引き上げ（令和6年4月1日から施行）

地方税法施行令の一部が改正（令和5年3月31日公布、4月1日施行）され、後期高齢者支援金等分の法定賦課限度額が引き上げられたため、条例の賦課限度額を法定賦課限度額に合わせる。

区 分	改 定 案	現 行
医療給付費分	65万円	65万円
後期高齢者支援金等分	<u>22万円</u>	20万円
介護納付金分	17万円	17万円
合 計	<u>104万円</u>	102万円

※医療給付費分・介護納付金分は改定なし。

※令和5年度分以前の賦課については、従前の賦課限度額を適用する。

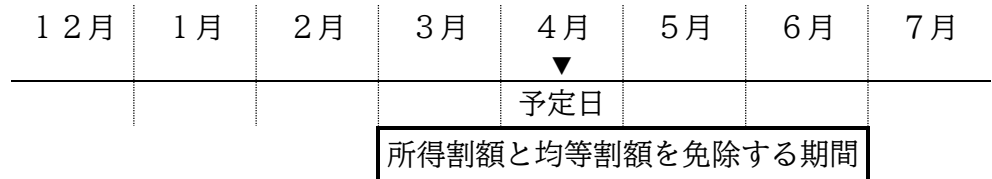
③ 産前産後期間の所得割額及び均等割額の減額（令和6年1月1日から施行）

『全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律』等が公布され、国民健康保険の保険税について、令和6年1月1日から産前産後期間の保険税軽減措置制度が創設されたことによる。

[改正の内容]

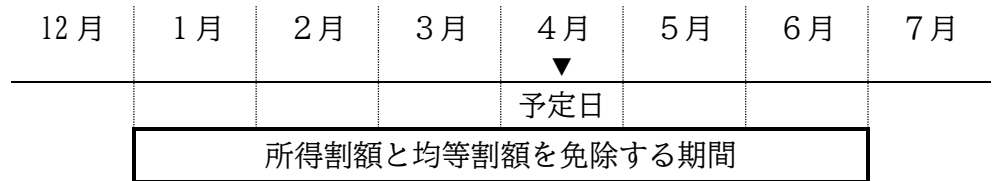
- ・国民健康保険の被保険者が出産する場合、その所得割額と均等割額を次のとおり減額する。
 単胎の場合：出産の予定日（出産日）が属する月の前月から出産の予定日（出産日）が属する月の翌々月までの計4ヶ月分の所得割額と均等割額を免除する。

≪出産の予定日（出産日）が4月15日の場合≫



- 多胎の場合：出産の予定日（出産日）が属する月の3ヶ月前から出産の予定日（出産日）が属する月の翌々月までの計6ヶ月分の所得割額と均等割額を免除する。

≪出産の予定日（出産日）が4月15日の場合≫



- ・産前産後の保険税減額措置における「出産」とは妊娠85日以上の分娩をいい、死産、流産（人工妊娠中絶を含む。）及び早産の場合も対象となる。
- ・令和6年1月以降に減額対象となる月がある場合に該当となる。
 具体的には、令和5年11月以降に出産する予定又は出産した被保険者から対象となる。

≪単胎の場合≫

	R5						R6						
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
R5.10 出産			■	■	■	■	減免なし						
R5.11 出産				■	■			1ヶ月分減免					
R5.12 出産					■	■		2ヶ月分減免					
R6.1 出産						■	3ヶ月分減免						
R6.2 出産							4ヶ月分減免						

減免の対象とならない

減免対象

④ 条文の整備

- 1 規定の適正化のための整備（公布の日から施行）
- 2 税率改定に伴う条文の整備（令和6年4月1日から施行）

- ・資産割額について規定する第4条を削除することにより生じる条ずれを修正する。
 ※ 平等割を規定する第5条の2の削除に伴う条ずれは生じない。